

G7 知財庁長官級会談

共同声明

我々、G7(グループ・オブ・セブン)諸国の知的財産庁は、日本国特許庁(JPO)が開催した「知的財産庁長官級会談 2023」に参加した。この会談は、2021年に英国知的財産庁により開始され、2022年にドイツ連邦司法省(BMJ)及びドイツ特許商標庁(DPMA)により引き継がれた知的財産に関する国際協力についての議論を継続するために、2023年12月15日にメタバー形式で開催された。

我々は、世界の社会的・経済的な発展の原動力となるイノベーションやクリエイティビティにインセンティブを与えるためには、効果的で国際的な知財エコシステムが必要であると認識している。イノベーションやクリエイティビティを加速させるためには、知財エコシステムの既存のステークホルダーにとどまらず、知財の恩恵を受けることができる様々な者からの強力かつ積極的な関与が必要であるとともに、メタバーを含む新たなデジタルの領域における知財の問題等、最新の課題に対応できるよう知財制度を継続的に改善していくことが重要である。

ダイバーシティ&インクルージョン

我々は、中小零細企業、スタートアップ、教育機関、女性、若者、それぞれの国で過小評価されているその他のグループを含む、社会のあらゆる層の人々が知財制度によりアクセスできる環境を構築することの重要性を認識している。

我々は、社会のあらゆる層のイノベーター及びクリエイターの間で知財がイノベーション及びクリエイティビティの促進において重要な役割を果たすことについて理解を深めるため、教育活動、アウトリーチ活動、啓発活動等、国際的に協力することの重要性を認識している。

我々は、世界知的所有権機関(WIPO)が、人々の知財に対する理解を世界的に向上させ、知財がコミュニティや社会のあらゆる層の人々にもたらす恩恵を説明することに貢献するために行っている取組に感謝する。我々はWIPOと建設的に協力して、幅広い取組を通じて、社会のあらゆる層の人々に知財エコシステムへの参画を推奨する。

我々は、より包摂的なグローバル知財エコシステムの構築に向けて、ダイバーシティ&インクルージョンを促進する経験と取組を共有するために協力を継続していく。

新たなデジタルの領域における知財権の保護

我々は、クリエイター及びイノベーターを保護するため、メタバースなどの新たなデジタルの領域で生じるエンフォースメントや侵害を含む知財の問題への対処に向けて、それぞれの国で取り組むとともに、協力していく。

この目的を達成するために、我々は、WIPO を含む国内外のステークホルダーとの協力の促進を継続して取り組み、ベストプラクティスを交換して推進するとともに、オフライン市場だけでなく、新たなデジタルの領域を含むオンライン市場においても、知財のエンフォースメントと侵害の課題に対処できるアプローチを特定する。

この点に関して、我々はさらに協力して、侵害商品の購入や海賊版コンテンツへのアクセスによって生じる弊害から消費者を守るため、メタバースを含む新たなデジタルの領域における模倣品及び海賊版に関するリスクについて消費者意識を向上させる。